

第7期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

I. 計画の内容（前期計画との変更点）

1. 法改正の主な内容等

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、世代間・世代内の公平性と制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要なかたに必要なサービスを提供することを目的に法改正が行われた。

- ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化推進
（財政的インセンティブ交付金の創設）
- ・新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（共生型サービスの位置付け）
- ・現役世代並み所得者の利用者負担割合の見直し
（2割負担者のうち特に所得の高い層を3割負担に引き上げ）
- ・介護納付金への総報酬割の導入
（加入者数に応じた負担から報酬額に比例した負担に変更）

2. 箕面市の高齢者施策の動き

- ①平成30年4月より、現行の4つの地域包括支援センターに加えて、市直営のセンターを総合保健福祉センター内に設置する。
- ②平成30年4月より、日常生活圏域を小学校区とし、全14の圏域を設定する。

II. 箕面市保健医療福祉総合審議会の概要

いただいた主な意見

- ・日常生活圏域の見直し及び市直営の地域包括支援センターの開設を最大限活用するとともに、国が求める日常生活圏域ごとの生活支援コーディネート機能及び協議体等の取組を充実させ、地域住民相互による支え合い運動と連携した地域包括ケアシステムを推進・深化させていく必要がある。
- ・高齢者に限らず、障害者やこどもも含めた地域の全ての住民を対象とした支え合いの地域づくりを進めるため、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を進める必要がある。
- ・認知症予防、早期発見・早期対応の推進、見守り・支援体制を強化し、認知症になっても暮らしやすいまちづくりに取組む必要がある。
- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の連携をさらに強化する必要がある。

III. パブコメの概要

1. 実施期間 平成30年1月1日（月）から1月31日（水）まで
2. 提出された意見等の数 5人（13件）
3. 実施結果の公表期間 平成30年3月2日（金）から3月31日（土）まで
4. 主な意見
 - ・認知症予防活動の支援について
 - ・日常生活圏域の変更について
 - ・市直営の地域包括支援センターの設置に関する周知について
 - ・街かどデイハウスについて

第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画について

I. 計画の内容（前期計画との変更点）

1. 法改正による新たなサービスの創設

新サービス	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問連絡調整等の支援を行うサービス。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の重度障害児の居宅を訪問して児童発達支援を行うサービス。
共生型サービス	障害者が65歳になり介護保険の被保険者となった際、使い慣れた障害福祉サービス事業所において必要なサービスを受けられるサービス。介護保険と障害福祉両方の制度に創設。

2. 箕面市の障害福祉施策の動き

- ① 平成29年4月より、これまで市社会福祉協議会在宅ケアセンターに委託していた基幹相談支援センター業務を市直営としました。
- ② 平成29年6月に「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）」を策定し、市立あかつき園の建替を含めた基盤整備の進め方を整理しました。

II. 箕面市保健医療福祉総合審議会の概要

いただいた主なご意見

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たに創設されるサービスについて、円滑に各サービスを利用できるよう、提供体制の整備を図る必要がある。
- ・ 様々な要因により生活課題を抱える方に対し、成年後見制度の推進も含め、地域での暮らしをサポートする仕組みの構築を進める必要がある。
- ・ 計画期間中に整備が求められている地域生活支援拠点の整備について、「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）」に基づく新施設の整備と併せて、市内資源の整理やニーズ把握を行い、障害者が住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるような拠点づくりを進めていく必要がある。
- ・ 障害者差別解消法の施行により、障害者の社会的障壁の除去が一層求められている。箕面市においても、地域の障害者理解や差別解消、合理的配慮の提供促進に努める必要がある。

III. パブコメの概要

1. 実施期間 平成30年1月1日（月）から1月31日（水）まで
2. 提出された意見等の数 15人（54件）
3. 実施結果の公表期間 平成30年3月2日（金）から3月31日（土）まで
4. 主な意見
 - ・ 地域生活支援拠点の整備について
 - ・ 医療的ケアが必要な障害者のためのサービスの必要性
 - ・ コミュニケーション支援（入院時ヘルパーの派遣）の充実について
 - ・ 移動支援サービスの適用拡大について
 - ・ 障害児に対する早期療育や訓練等の充実について